

様式第 d-6 号（注意書き）

【提出上の注意】

- この申請書は、介護賃金制度整備計画期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部あてに提出してください。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせください。また、提出期間を過ぎると支給申請をすることができなくなりますのでご注意ください。
- 支給申請書には次の書類を添付してください。
 - 「事業所確認票」（様式第 d-2 号）
 - 「職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成）介護賃金制度整備計画認定通知書」（様式第 d-3 号）（写）
 - 整備した賃金制度の内容が確認できる以下の書類
 - 「整備した賃金制度の概要票」（様式第 d-6 号別紙 1）
 - 賃金制度を明示した労働協約又は就業規則（労働基準監督署等の受理印のある就業規則又は従業員全員に周知されたことが確認できる書面が添付された就業規則（常時 10 人未満の労働者を使用する事業所に限る。））
 - 賃金制度に係る運用条件等について、労働協約又は就業規則とは別に定められている場合は、当該規定が確認できる書類
 - 整備した賃金制度の実施が確認できる以下の書類
 - 「賃金制度の適用者名簿」（様式第 d-6 号別紙 2）
 - 対象労働者の賃金台帳等賃金の支払状況が確認できる書類（賃金制度の整備日の1か月前から介護賃金制度整備計画期間の末日までに係る全ての月分）
 - 対象労働者の出勤簿等出勤状態が確認できる書類（賃金制度の整備日の1か月前から介護賃金制度整備計画期間の末日までに係る全ての月分）
 - 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書
 - 賃金制度を実施したこと及びその内容、賃金制度の実施日が確認できる書類
 - 「支給要件確認申立書」（共通要領様式第 1 号）
 - その他管轄労働局長が必要と認める書類

※ 「賃金制度整備日の1か月前から介護賃金制度整備計画期間の末日までに係るすべての月分」とは、賃金制度の整備日を含む賃金算定期間の前月度の賃金算定期間から、介護賃金制度整備計画期間の末日を含む賃金算定期間までの全ての賃金算定期間をいいます。

【記入上の注意】

- ②の(2)及び(3)欄について、変更申請をした場合は、変更前の認定日、変更前の認定番号を記入してください。
- ②の(4)欄の「賃金制度の整備日」は、新たに賃金制度を定めた労働協約又は就業規則の施行年月日を行い、労働協約又は就業規則において制度に係る施行年月日が定められていない場合にあっては、労働協約であればその締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署に届けた日を記入してください。
なお、常時 10 人未満の労働者を使用する事業主が作成する就業規則であって、施行年月日が定められていない場合にあっては、当該就業規則に従業員全員に対して書面により周知した日となります。
- 支給申請日において国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等（本助成金を含む。）を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金（介護労働者雇用管理制度助成）の支給対象とならない場合があります。④欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入してください（書ききれない場合は別紙に記入して添付してください。）。
- ⑤欄には、この申請書の内容を了解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

【書類等の保管】

本助成金（介護労働者雇用管理制度助成）の支給を受けた事業主は、本助成金（介護労働者雇用管理制度助成）の申請に当たって提出した書類等について、当該助成金（介護労働者雇用管理制度助成）の最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について労働局より提示又は提出を求められたときは、速やかに提示又は提出してください。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法の規定に基づき罰せられることがあります。

【助成金（介護労働者雇用管理制度助成／制度整備助成）の支給を受けるためには、以下の条件が定められています。】

- 介護賃金制度整備計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から本助成金（介護労働者雇用管理制度助成／制度整備助成）に係る支給申請書の提出日までの間において、3人を超え、かつ、雇用保険被保険者の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
- 過去5年以内に本助成金（介護労働者雇用管理制度助成／制度整備助成）の支給を受けた事業主でないこと。
- 過去3年以内に中小企業労働環境向上助成金（雇用管理制度助成のうち評価・処遇制度の雇用管理制度区分を含むもの）及び本助成金（雇用管理制度助成のうち評価・処遇制度の雇用管理制度区分を含むもの／制度導入助成）の支給を受けた事業主（平成 28 年 4 月 1 日より前に雇用管理制度整備計画を提出した事業主を除く。）でないこと。
- 過去5年以内に本助成金（保育労働者雇用管理制度助成／制度整備助成）の支給を受けた事業主でないこと。